

車両の復旧に関する取扱いについて
(四日市市被災事業者事業継続支援補助金)

1 復旧の対象とすることができる車両(定義)

申請者が所有していた事業用にのみ使用する被災車両

(1)「所有」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者(車検証の所有者)であること。

(2)「事業用にのみ使用する車両」とは

事業用として資産計上されている車両又は市町が公的に事業用資産として被害を証明している車両であり、次のいずれかの資料により用途が確認できること。

ア 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真

イ 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等

ウ 使用目的欄が「事業使用」となっている被災車両に係る任意保険の証券の写し

※ 業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

2 車両の入替(購入)により復旧する場合の取扱い及び手続き

(1)被災車両の処分に関する取扱い

被災車両の引取りに際し車両の対価(スクラップ、部品取り等)の支払いがあった場合については、「復旧に要する経費」から当該対価の金額を差し引いて「補助対象経費」を算出します。

(2)被災車両の入替(購入)に際しての手続き

ア 被災車両を入替(購入)により復旧する場合は、販売店や修理工場等に修理不能であることを確認し、「修理不能申告書(様式第1号 別紙5)」を提出してください。既に購入済みであっても、申告書の提出がない場合は補助対象経費と認められません。

イ 被災車両は廃車(永久抹消)にする必要があります(実績報告時に廃車を証明する書類の提出が必要です)。

ウ 車両の入替(購入)による復旧は、原則被災した車両と同等以下の車両との入替(購入)が補助対象となりますが、「同等以下」の判定は、車両の排気量、積載量、用途等から総合的に判断します。

※ ただし、被災車両が古いため現在同等のものが販売されていない、自動ブレーキの標準化等の事情により一部の機能・性能が上がってしまう等の場合は、現在調達可能で業務上必要な最低限の車両への入替(購入)とすることができます。

エ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は、原状回復に必要な経費(修理費用又は機能・性能が同等以下の車両の購入費)が上限となるため、実際の入替(購入)とは別に、現状回復のための修理又は入替(購入)の見積書を提出できない場合は、補助対象経費とできません。

(2)入替(購入)後の車両について

入替(購入)後の車両については、事業用として資産計上されており、次のいずれかの資料により用途が確認できることを原則とします。

ア 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真

イ 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等

ウ 使用目的欄が「事業使用」となっている入替(購入)後の車両に係る任意保険証券の写し

※ 業務以外の用途での使用が判明した場合は、補助金の返還を命じる場合があります。

(3)入替(購入)後の車両の装備品について

入替(購入)後の車両の装備品については、業務上必須なものについてのみ補助対象とします。なお、補助金額の確定後の装備品追加は、当該車両の機能を低下させるものでなければ制限はありません。

3 その他

(1)補助対象とならない経費

税金及び登録費用等は補助対象外となります。

(2)見積書について

災害救助法適用時(令和7年9月12日)以降に発注し、交付申請日時点で支払い済みの場合を除き、交付申請日時点で有効な見積書の提出が必要です。

(3)レンタカーとして用いる車両等について

ア 本補助金において、販売や有償レンタルを目的とした車両等は補助対象外です。

イ 自動車整備工場等で代車を補助対象経費として申請する場合、過去に代車を商品として販売した実績がないことが条件となります。

(4)ローン・割賦販売等により調達した車両について

ア 入替(購入)後の車両は、事業完了時までには支払いが完了し、申請者が所有権を有している場合にのみ補助対象となります。

イ ただし、交付申請時点で既にローン等により購入済みの車両については、繰上返済を行って自己所有の車両として資産計上する場合には補助対象とします(違約金、手数料等は補助対象となりません)。